

動物実験で発がん性が確認された化学物質の中には、有機溶剤として使用されるものもあります。

国では、そうした化学物質について予防的な観点から指針を発出し、事業者が適切な管理を行うよう要請しています。

* 労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害防止指針 (いわゆる「がん原性指針」)

対象は以下の28物質です。(これらを重量の1%を超えて含有するものを含みます。)

◆なお、これらの物質の中には有機溶剤中毒予防規則(有機則)の対象物質が8物質含まれています。有機則が適用される業務については、有機則の措置に加えて指針の措置のうち(3)労働衛生教育、(4)労働者の把握を行ってください。

	物質名	CAS No.	有機溶剤・特定化学物質		
			有機溶剤 (いずれも5% を超える有機 溶剤業務)	特定化学 物質 (5%超え)	指針のみ該当 (1%超え)
1	2-アミノ-4-クロロフェノール	95-85-2			○
2	アントラセン	120-12-7			○
3	2,3-エポキシ-1-プロパノール	556-52-5			○
4	塩化アリル	107-05-1			○
5	オルト-フェニレンジアミン及びその塩	95-54-5ほか			○
6	キノリン及びその塩	91-22-5ほか			○
7	1-クロロ-2-ニトロベンゼン	88-73-3			○
8	クロロホルム	67-66-3	○		●
9	酢酸ビニル	108-05-4			○
10	四塩化炭素	56-23-5	○		●
11	1,4-ジオキサン	123-91-1	○		●
12	1,2-ジクロロエタン(別名二塩化エチレン)	107-06-2	○		●
13	1,4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン	89-61-2			○
14	2,4-ジクロロ-1-ニトロベンゼン	611-06-3			○
15	1,2-ジクロロプロパン	78-87-5			○
16	ジクロロメタン	75-09-2	○		●
17	N,N-ジメチルホルムアミド	68-12-2	○		●
18	テトラクロロエチレン(別名パークロロエチレン)	127-18-4	○		●
19	1,1,1-トリクロロエタン	71-55-6	○		●
20	ノルマル-ブチル-2,3-エポキシプロピルエーテル	2426-08-6			○
21	パラ-ジクロロベンゼン	106-46-7			○
22	パラ-ニトロアニソール	100-17-4			○
23	パラ-ニトロクロロベンゼン	100-00-5		○	■
24	ヒドラジン及びその塩、ヒドラジン-水和物	302-01-2 7803-57-8ほか			○
25	ビフェニル	92-52-4			○
26	2-ブテナール	123-73-9 4170-30-3 15798-64-8			○
27	1-ブromo-3-クロロプロパン	109-70-6			○
28	1-ブromoタン	109-65-9			○

●：以下のア及びイ
 ア：1%超え5%以下の場合
 イ：5%超え、かつ、有機溶剤業務以外の業務の場合
 ■：1%を超え5%以下の場合
 2012/10/10

これらの物質は、国による長期毒性試験の結果、哺乳動物にがんを生じさせることが判明したものです。これらの物質の人に対するがん原性は、現在確定していませんが、労働者がこれらの物質に長期間ばく露された場合、がんを生じる可能性が否定できないことから、「化学物質による健康障害を防止するための指針」の対象としています。

指針に定める措置の内容

※有機則適用業務では同則の規定が優先されます

(1) 対象物質へのばく露を低減させるための措置

- ア 事業場における対象物質等の製造量、取扱量、作業の頻度、作業時間、作業の態様等を勘案し、必要に応じ、危険性又は有害性等の調査等を実施し、その結果に基づいて、次に掲げる作業環境管理に係る措置、作業管理に係る措置その他必要な措置を講じてください。
- (ア) 作業環境管理
① 使用条件等の変更 ② 作業工程の改善 ③ 設備の密閉化 ④ 局所排気装置等の設置
- (イ) 作業管理
① 作業を指揮する者の選任
② 労働者が対象物質にばく露しないような作業位置、作業姿勢又は作業方法の選択
③ 呼吸用保護具、不浸透性の保護衣、保護手袋等の保護具の使用
④ 対象物質にばく露される時間の短縮
- イ 上記アによりばく露を低減するための装置等の設置等を行った場合、次により当該装置等の管理を行ってください。
(ア) 局所排気装置等については、作業が行われている間、適正に稼働させること。
(イ) 局所排気装置等については、定期的に保守点検を行うこと。
(ウ) 対象物質等を作業場外へ排出する場合は、当該物質を含有する排気、排液等による事業場の汚染の防止を図ること。
- ウ 保護具については、同時に就業する労働者の人数分以上を備え付け、常時有効かつ清潔に保持してください。また、労働者に送気マスクを使用させたときは、清浄な空気の取り入れが可能となるよう吸気口の位置を選定し、当該労働者が有害な空気を吸入しないように措置してください。
- エ 次の事項に係る基準を定め、これに基づき作業させてください。
(ア) 設備、装置等の操作、調整及び点検
(イ) 異常な事態が発生した場合における応急の措置
(ウ) 保護具の使用

(2) 作業環境測定

- ア 屋内作業場について、対象物質の空気中における濃度を定期的に測定
✓ 測定は作業環境測定士が実施することが望まれます。
✓ 測定は6月以内ごとに1回実施するよう努めてください。
- イ 作業環境測定を行ったときは、当該測定結果の評価を行い、その結果に基づき施設、設備、作業工程及び作業方法等の点検を行ってください。
✓ アントラセン、キノリン及び1,4-ジクロロ-2-ニトロベンゼンの作業環境測定を除く。
✓ 点検結果に基づき、必要に応じて使用条件等の変更、作業工程の改善、作業方法の改善その他作業環境改善のための措置を講じるとともに、呼吸用保護具の着用その他労働者の健康障害を予防するため必要な措置を講じてください。
- ウ 作業環境測定の結果及び結果の評価の記録を30年間保存するよう努めてください。

(3) 労働衛生教育

- 業務に従事する労働者に対して、次の事項について労働衛生教育を行ってください。
- ア 対象物質の性状及び有害性
イ 対象物質等を使用する業務
ウ 対象物質による健康障害、その予防方法及び応急措置
エ 局所排気装置その他のばく露低減のための設備及びそれらの保守、点検の方法
オ 作業環境の状態の把握
カ 保護具の種類、性能、使用方法及び保守管理
キ 関係法令
※上記の事項に係る労働衛生教育の時間は計4.5時間以上としてください。

(4) 労働者の把握

- 対象物質等の製造・取扱い業務に常時従事する労働者について、1月を超えない期間ごとに次の事項を記録してください。
- ア 労働者の氏名
イ 従事した業務の概要及び当該業務に従事した期間
ウ 対象物質により著しく汚染される事態が生じたときは、その概要及び講じた応急措置の概要
※上記の事項の記録は、当該記録を行った日から30年間保存するよう努めてください。

(5) 危険有害性等の表示および譲渡提供時の文書交付

- 対象物質等を譲渡又は提供する場合は、労働安全衛生法第57条及び第57条の2の規定に基づき、容器又は包装に名称等の表示を行うとともに、相手方に安全データシート(SDS)の交付等により名称等を通知してください。
- 名称等を通知された場合は、労働安全衛生法第101条第2項の規定に基づき、SDSを事業場に掲示する等により労働者に周知してください。
- 労働者に対象物質等を取り扱わせる場合には、「化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針」(平成24年厚生労働省告示第133号)の規定に基づき、容器等に名称等を表示するとともに、SDSを作成してください。また、作成したSDSを労働者に周知することが望まれます。